

鎌倉市低炭素建築物新築等計画の認定における基本方針に掲げる緑化関係の認定方針

平成 25 年 7 月 12 日施行

1 趣旨

都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）においては、同法第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請に対し、同法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、所管行政庁はその認定をすることができるものと定められており、同項第 2 号では、「低炭素建築物新築等計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること」と規定されています。

ここでいう基本方針とは、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 118 号「都市の低炭素の促進に関する基本的な方針」（平成 24 年 12 月 4 日）を指しますが、この基本方針には、「低炭素建築物新築等計画の認定に関する基本的な事項」として「都市の緑地の保全への配慮」の項目があります。

このため、低炭素建築物新築等計画の認定に当たっては、当該「都市の緑地の保全への配慮」の項目について適合確認を行う必要があるため、本市の、基本方針に掲げる緑化関係の認定方針を定めるものです。

2 認定方針

低炭素建築物新築等計画の認定における基本方針に掲げる緑化関係の適合確認は、別表の「鎌倉市低炭素建築物新築等計画の認定における基本方針に掲げる緑化関係の認定方針」における区域内外チェックリスト」により、行うものとします。